

広島県告示第三百五十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五の規定によって、次のとおり指定介護予防サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十五年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者	名 称	主たる事務所 の所在地	介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 を 廃 止 し た 事 業 所	サ ー ビ ス の 種 類	廃 年 月 日 止
	有 限 会 社 清 和	広島市安佐北 区白木町古屋 二四九番地一			
	さと	デイサービス センターふる さと	東広島市八本 松町原一―二 六四番地二	介 護 予 防 通 所 介 護	平成二五年 三月三二日